

ライフジャケットの確実な着用を！

平成30年2月1日から、総トン数20トン未満、全長24メートル未満の小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務が課されることとなりました。

1 着用するライフジャケットの基準

国が安全性を確認した証である桜マーク（右図）の付いたもの。

船の用途に合ったグレード（TYPE A, D, F, G 及び各小児用）のものがあります。

※ 桜マークの付いていないライフジャケットを使用する場合には、国の安全基準を満たしていることを独自に検査し、証明する必要があります。



2 着用義務違反

乗船者がライフジャケットを着用していない場合や基準外ライフジャケットを着用していた場合には、船長に2点の違反点数が課せられます。（違反点数の付与はH34年2月1日から開始）

- ・ 処分前歴無の場合：累積5点から業務停止処分
- ・ 処分前歴有の場合：累積3点から業務停止処分

3 着用が「適用除外」や「着用を努める義務」となる場合は以下のとおりです。

- (1) 屋根と壁に囲まれた船室の中にいる人
- (2) 命綱・安全ベルトを着用している人
- (3) 船外で泳ごうとする人
- (4) 船外で、専用の装備を用いたスポーツや作業（ダイビングや潜水作業など）をする場合で、船上で専用の装備を着用している人
※ 船外に身を乗り出す、釣りをするなど他の作業をする場合を除く。
- (5) 防波堤の内側に係留中の船にいる人
※ 船外に身を乗り出す、釣りをするなど他の作業をする場合を除く。
- (6) 船長が定めた安全場所の範囲内にいる人（各種指定要件があります。）
- (7) その他、負傷、障害、妊娠中などライフジャケットを着ることが健康等の保持上適当でない人など

※なお上記(1)～(7)は、航行中の特殊小型船舶（水上バイク）への乗船、航行中の小型船舶への十二歳未満の小児の乗船、航行中の小型漁船に一人で乗船し漁ろうに従事している場合、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合には、適用されません。

今回、紹介しきれない細かな基準や水産庁の基準もありますので、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。ご不明な点は、水産試験場経営普及室もしくは、漁政課調整漁船グループまでお問合せ下さい。

落水はいつ、どこで、誰に起こるかわかりません。

ライフジャケットを着用すると、落水時の生存率は2倍以上になります。

自分のため、家族のため、仲間のためにライフジャケットを着用しましょう。

（経営普及室）

【次号予告】 H30.3.13 発行の水産の窓は、「3月の海況と今後の予測」を予定しています。